



〔令和8年6月1日現在〕

介護サービス利用のご案内です

# 介護保険

～ 住み慣れた地域で・いつまでも・自分らしく ～



## 真岡市

お問い合わせ

- 高齢福祉課 TEL. 83-8094
- 地域包括支援センターもおか TEL. 83-8132
- 地域包括支援センターにのみや TEL. 74-5139

## 目 次

介護保険の被保険者	-----	1
介護サービス利用までの流れ	-----	2
介護保険で利用できるサービスの種類	-----	4
介護保険の主なサービス内容と費用のめやす	-----	6
介護予防・日常生活支援総合事業	-----	10
総合事業のサービス内容と費用のめやす	-----	11
日常生活支援総合事業真岡市指定事業所一覧	-----	12
サービス利用にあたっての各種制度	-----	15
真岡市内の居宅介護支援事業所	-----	18
真岡市内の介護サービス事業所	-----	19
真岡市内のサービス付き高齢者住宅	-----	23
第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料	--	24

## 介護保険の被保険者

- 真岡市内に住んでいる方のうち、40歳以上の方が、真岡市の介護保険の被保険者となります。
- 被保険者は、年齢により下の表のとおり2つに分かれ、介護サービスを利用できる条件や介護保険料の算定・納付方法が異なります。  
(介護保険料はP24をご覧ください。)

区 分	第1号被保険者	第2号被保険者
対 象 者	65歳以上の方	40歳から64歳の方 (医療保険加入者に限る)
介護サービスを利用できる条件	6か月にわたって継続して日常生活を営むのに介護を要する状態(要介護状態)や、介護予防のための支援が必要だったり日常生活を営むのに支障がある状態(要支援状態)になったとき、あるいは見込まれるとき、要介護認定申請を行い要支援または要介護の認定を受けると介護サービスを利用することができます。	加齢に伴って生じる疾病が原因で要介護状態・要支援状態となったときに限り、要介護認定申請を行い要支援または要介護の認定を受けると介護サービスを利用することができます。 (※を参照してください)

※ 加齢に伴って生じる疾病とは、次の16種類の疾病・疾患群が特定疾病として法律で定められています。

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったものに限る。)</li> <li>② 関節リウマチ</li> <li>③ 筋萎縮性側索硬化症</li> <li>④ 後縦靭帯骨化症</li> <li>⑤ 骨折を伴う骨粗鬆症</li> <li>⑥ 初老期における認知症</li> <li>⑦ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病</li> <li>⑧ 脊髄小脳変性症</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑨ 脊柱管狭窄症</li> <li>⑩ 早老症</li> <li>⑪ 多系統萎縮症</li> <li>⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症</li> <li>⑬ 脳血管疾患</li> <li>⑭ 閉塞性動脈硬化症</li> <li>⑮ 慢性閉塞性肺疾患</li> <li>⑯ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症</li> </ul> |
|---|--|

★どの特定疾病に該当するのか、必ず主治医に相談・確認してから、申請をするようにしてください。申請書に特定疾病名を書いていたとしても、主治医意見書に該当する病名や該当すると判断できる内容が記載されていない場合は、「非該当」となりますので、ご注意ください。

# 介護サービス利用までの流れ

## 1 要介護認定を申請するときはどんな時？

- デイサービスやリハビリを利用したい。
- 福祉用具のレンタル、住宅改修を行って在宅生活を続けたい。
- 家での生活が不安なので施設に入所したい。
- 家族で介護することが大変になってきている。
- 退院後の在宅生活に不安を感じている。

## 2 要介護認定申請書を提出します

- ★ 申請窓口  
①高齡福祉課 ②二宮支所
- ★ 申請に必要なもの
  - ・要介護認定申請書(窓口にあります)
  - ・介護保険被保険者証(ピンク色の保険証です)
- ※医療保険加入の状況の確認をします。  
マイナ保険証を利用していない方は、資格者証をご持参ください

## 2 基本チェックリストを受けます

- 介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する場合は、高齡福祉課または二宮支所窓口でチェックリストを受けます。
- ◆ 高齡福祉課、地域包括支援センター(もおか・にのみや)へお気軽にご相談ください

10ページへ

3と4は順不同で進めます

## 3 自宅や病院を訪問して認定調査を行います

- 申請書を提出した後、訪問調査の日程を調整します。
- 高齡福祉課認定調査員が、申請者の心身の状況を調査するため、自宅や入院先を訪問します。

## 4 主治医(かかりつけ医)から疾病の状況などの意見を求めます

- 申請者の心身の状況を理解している主治医から、疾病の状況などを記載した意見書を提出してもらいます。
- 市内の病院がかかりつけの場合、速やかに依頼をしてください。  
市外の病院の場合、市役所から依頼をします。

### ◆ 認定調査を受けるときは …

- ① できるだけ体調の悪い時は避けましょう
- ② 家族(主介護者)に同席してもらいましょう
- ③ 伝えたいことはメモしておきましょう

- ◆ 主治医がない場合(長期間通院していないなど)や主治医を決められない場合(複数の医療機関を受診しているなど)は、申請書提出の際、窓口でご相談ください。

## 5 コンピュータによる判定を行います

- ◆ 認定調査の結果、主治医意見書の記載内容をもとに、全国一律の基準に従って一次判定(コンピュータ判定)を行います。

6 に続く

## 6 「真岡市介護認定審査会」で二次判定を行います

- 「介護認定審査会」は、保健・医療・福祉分野の専門職で構成され、各専門分野の視点を活用しながら審査・判定を行います。

- ① 一次判定の結果
- ② 認定調査における特記事項
- ③ 主治医意見書の記載内容を踏まえて、総合的な審査・判定を行います。

## 7 認定結果をお知らせします

- 結果通知書と被保険者証等を郵送します。  
※原則、申請を行った日から30日以内に通知。

◆ 要介護認定は「どれくらい介護が必要か」を審査・判定するものです。したがって、「病名や病状、年齢」と「要介護度の高さ」が必ずしも一致しないことがあるといわれています。

### 要支援1・2

地域包括支援センターもおか  
(市役所高齢福祉課内)  
または  
地域包括支援センターにのみや  
(二宮コミュニティセンター内)  
(※P10参照)へ連絡

### 要介護1~5

居宅介護支援事業所  
(※P18参照)へ連絡

### 非該当(自立)

市が行う介護予防サービス  
(※10・14ページ)

## 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

要介護認定等基準時間  
「介護の手間」を表すものさし

## サービス事業者と契約

非該当      要支援1      要介護2 1      要介護2      ~      要介護5

## 8 介護サービスを利用します

- 介護サービスは、自分の生活に合っていますか？
- 介護サービスは、自立した日常生活につながっていますか？

などを毎月点検していきましょう。家族やケアマネジャーと相談し、必要に応じてケアプランを見直していきます。



### ★ 更新申請のお知らせ

要介護認定には有効期限が定められており引き続き介護サービスを希望する場合は有効期限が終了する前に更新の手続きが必要です。

## 介護保険で利用できるサービスの種類

- 介護サービスの種類は、①居宅（在宅）サービス ②地域密着型サービス ③施設サービスの3つに分類されます。
- 地域密着型サービスは、真岡市民だけが利用できるサービスです。
- 要支援認定を受けている方は、施設サービスは利用できません。

### ◆ 要介護1～5の認定を受けている方が利用できるサービス（介護サービス）

#### 居宅サービス

- ・ 訪問介護（ホームヘルプ）
- ・ 訪問看護
- ・ 居宅療養管理指導
- ・ 通所リハビリテーション
- ・ 短期入所療養介護
- ・ 特定福祉用具購入
- ・ 住宅改修費支給
- ・ 訪問入浴介護
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 通所介護（デイサービス）
- ・ 短期入所生活介護
- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 福祉用具貸与

#### 施設サービス

- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院

#### 地域密着型サービス

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護

◆ 要支援1・2の認定を受けている方が利用できるサービス(介護予防サービス)

居宅サービス

- ・ 介護予防訪問入浴介護
- ・ 介護予防訪問リハビリテーション
- ・ 介護予防通所リハビリテーション
- ・ 介護予防短期入所療養介護
- ・ 介護予防特定福祉用具購入
- ・ 介護予防住宅改修費支給
- ・ 介護予防訪問看護
- ・ 介護予防居宅療養管理指導
- ・ 介護予防短期入所生活介護
- ・ 介護予防特定施設入居者生活介護
- ・ 介護予防福祉用具貸与

地域密着型サービス

- ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護
  - ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護
- ※ 要支援1の認定を受けている方は利用できません

介護予防・生活支援サービス

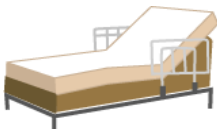

- ・ 訪問型サービス  
従来の介護予防訪問介護サービス  
国の基準を緩和した訪問型サービス
- ・ 通所型サービス  
従来の介護予防通所介護サービス  
国の基準を緩和した通所型サービス  
短期集中予防サービス


## 介護保険の主なサービス内容と費用のめやす

- 主な介護サービスの内容と基本的な利用料金を掲載します。  
利用料金は、サービス事業所の規模や加算状況などにより異なりますので、利用契約などの際にサービス事業所にご確認ください。
- 介護保険では、サービス利用に要する費用のうち1割・2割・3割※を自己負担（残り9割・8割・7割は保険給付）する仕組みになっています。  
※【2割】  
本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額が、単身世帯280万円以上、2人以上世帯346万円以上ある人。  
※【3割】  
本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額が、単身世帯340万円以上、2人以上世帯463万円以上ある人。
- サービスの種類とともに記載している1単位あたりの単価は領収書などからご自分で料金確認などをする際にご活用下さい。

**【居宅サービス】** ※費用の目安は「基本単位×各サービスの単価(10円から10.21円)」で計算しています。  
※各種加算は含まれていません。

サービスの種類 (1単位あたりの単価)	サービスの内容	診療報酬改定に伴う費用のめやす (費用のうち1割・2割・3割が自己負担)
訪問介護 (10.21円)	● 身体介護が中心な場合 ・ 食事、入浴、トイレの介助 ・ 衣類等の交換	20分未満 1,664円/回
		20分以上30分未満 2,491円/回
		30分以上1時間未満 3,951円/回
	● 生活援助が中心な場合 ・ 調理、掃除、洗濯、買い物などの援助	20分以上45分未満 1,827円/回
		45分以上 2,246円/回
訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護) (10.21円)	移動入浴車が自宅を訪問する入浴サービス	要支援1・2の方 8,739円/回 要介護1～5の方 12,925円/回
訪問看護 (介護予防訪問看護) (10.21円)	医師の指示に基づき、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師などが自宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。	訪問看護ステーションからの場合
		20分未満 3,205円/回
		30分未満 4,808円/回
		30分以上1時間未満 8,402円/回
		病院、診療所からの場合
		20分未満 2,715円/回
		30分未満 4,073円/回
30分以上1時間未満 5,860円/回		
通所介護 (10.14円)	デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴などのサービスや簡単な機能訓練を日帰りを受けます。  ※ 施設の規模、利用時間によって料金が異なります。	通常規模(8時間以上9時間未満)の場合 要介護1 6,783円/回 要介護2 8,020円/回 要介護3 9,278円/回 要介護4 10,555円/回 要介護5 11,843円/回 ※ 送迎の費用を含みます。

サービスの種類 (1単位あたりの単価)	サービスの内容	診療報酬改定に伴う費用のめやす (費用のうち1割・2割・3割が自己負担)										
通所リハビリテーション (10,17円)	<p>医師の指示に基づき、介護老人保健施設や病院などに通い、心身機能の維持回復を図るための機能訓練などを日帰りで受けます。</p> <p>※ 施設の規模、利用時間によって料金が異なります</p>	<p>通常規模(6時間以上7時間未満)の場合</p> <table border="0"> <tr><td>要介護1</td><td>7,271円/回</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>8,644円/回</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>9,976円/回</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>11,563円/回</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>13,119円/回</td></tr> </table> <p>※ 送迎の費用を含みます。</p>	要介護1	7,271円/回	要介護2	8,644円/回	要介護3	9,976円/回	要介護4	11,563円/回	要介護5	13,119円/回
要介護1	7,271円/回											
要介護2	8,644円/回											
要介護3	9,976円/回											
要介護4	11,563円/回											
要介護5	13,119円/回											
介護予防 リハビリテーション (10,17円)	<p>医師の指示に基づき、介護老人保健施設や病院などに通い、介護予防を目的として、一定期間にわたり心身機能の維持回復を図るための機能訓練などを日帰りで受けます。</p>	<table border="0"> <tr><td>要支援1</td><td>20,879円/月</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>40,669円/月</td></tr> </table> <p>◎ 選択サービス加算</p> <table border="0"> <tr><td>運動機能の向上</td><td>2,288円/月</td></tr> <tr><td>栄養改善</td><td>1,525円/月</td></tr> <tr><td>口腔機能の向上</td><td>1,525円/月</td></tr> </table>	要支援1	20,879円/月	要支援2	40,669円/月	運動機能の向上	2,288円/月	栄養改善	1,525円/月	口腔機能の向上	1,525円/月
要支援1	20,879円/月											
要支援2	40,669円/月											
運動機能の向上	2,288円/月											
栄養改善	1,525円/月											
口腔機能の向上	1,525円/月											
短期入所生活介護 (10,17円)	<p>介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所して、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練を受けます。</p> <p>※ 食費、滞在費、日常生活費は自己負担になります。また、別途送迎費用がかかります。</p>	<p>介護老人福祉施設(併設型・多床室)</p> <table border="0"> <tr><td>要介護1</td><td>6,132円/回</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>6,834円/回</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>7,576円/回</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>8,288円/回</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>8,990円/回</td></tr> </table>	要介護1	6,132円/回	要介護2	6,834円/回	要介護3	7,576円/回	要介護4	8,288円/回	要介護5	8,990円/回
要介護1	6,132円/回											
要介護2	6,834円/回											
要介護3	7,576円/回											
要介護4	8,288円/回											
要介護5	8,990円/回											
福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与) (10円) 	<p>日常生活の自立支援や介護の軽減に役立つ福祉用具を借り受けます。</p> <p>① 車いす(付属品) ② 特殊寝台(付属品) ③ 床ずれ防止用具 ④ 体位変換器 ⑤ 手すり ⑥ スロープ ⑦ 歩行器 ⑧ 歩行補助つえ ⑨ 認知症老人徘徊感知器 ⑩ 移動用リフト ⑪ 自動排せつ処理装置</p> 	<p>借り受けた費用の1割・2割・3割が自己負担になります。</p> <p>◎ 福祉用具は、事業者や福祉用具の機能などによって費用が異なります。</p> <p>◎ 右欄の①、②、③、④、⑨、⑩の福祉用具は、原則として要支援1、2と要介護1の方は利用できません。また、⑪の福祉用具は、要介護4、5の方のみ利用できます。</p>										
<p>特定福祉用具購入 (介護予防特定福祉用具購入)</p> <p>※ 県知事の指定を受けている事業者から購入した場合に限ります。</p>	<p>入浴や排せつなどの際に使用し日常生活の自立支援や介護の軽減に役立つ福祉用具を購入します。</p> <p>① 腰掛便座 ② 特殊尿器 ③ 入浴補助用具 ④ 簡易浴槽 ⑤ 移動用リフトの吊り具 ⑥ 固定用スロープ ⑦ 歩行車を除く歩行器 ⑧ 松葉杖を除く単点杖 ⑨ 多点杖</p>	<p>1年間に10万円まで購入できますが、破損など特別な事情がない限り、同一年度に1種目1回に限られます。</p> <p>◎ 購入時は全額自費となります。購入後、領収書を添えて申請書を出し、9割・8割・7割分の払戻しを受けます。 (1割・2割・3割分は自己負担になります)</p>										

サービスの種類 (1単位あたりの単価)	サービスの内容	診療報酬改定に伴う費用のめやす (費用のうち1割・2割・3割が自己負担)
住宅改修 (介護予防住宅改修)  	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたときに、改修費が支給されます。 ※ 事前に必ずご相談ください。	利用限度額は、同一住宅で20万円までです。住宅改修を行う場合は、事前申請が必要となりますので、ケアマネジャーや高齢福祉課へ必ずご相談ください。  ◎ 支払方法は償還払い、受領委任払いから選択が可能です(業者によっては償還払いのみの場合があります)。  ◎ 新築または増築の場合は、住宅改修の対象外となります。

**【地域密着型サービス】** ※費用の目安は「基本単位×各サービスの単価(10.14円、10.17円)」で計算しています。  
 ※各種加算は含まれていません。

サービスの種類 (1単位あたりの単価)	サービスの内容	診療報酬改定に伴う費用のめやす (費用のうち1割・2割・3割が自己負担)
小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護) (10.17円)	利用登録を行った事業所で、通所や訪問、短期間の宿泊などを取り入れた複合的なサービスが受けられます。  ◎ 利用料金は月単位です。	要支援1 35,086円/月 要支援2 70,905円/月 要介護1 106,357円/月 要介護2 156,312円/月 要介護3 227,391円/月 要介護4 250,965円/月 要介護5 276,715円/月
認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護) (10.14円)	認知症を有する高齢者が9人程度のグループで一緒に居住し、共同生活しながら日常生活の世話や機能訓練などを受けます。	要支援2 7,716円/日 要介護1 7,757円/日 要介護2 8,122円/日 要介護3 8,355円/日 要介護4 8,527円/日 要介護5 8,710円/日
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (10.14円)	入所定員が29名以下の小規模な特別養護老人ホームで、日常生活の世話や機能訓練などを受けます。  ◎介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への新規入所は、原則として要介護3以上のとなります。	ユニット型個室 要介護1 6,915円/日 要介護2 7,635円/日 要介護3 8,395円/日 要介護4 9,136円/日 要介護5 9,845円/日

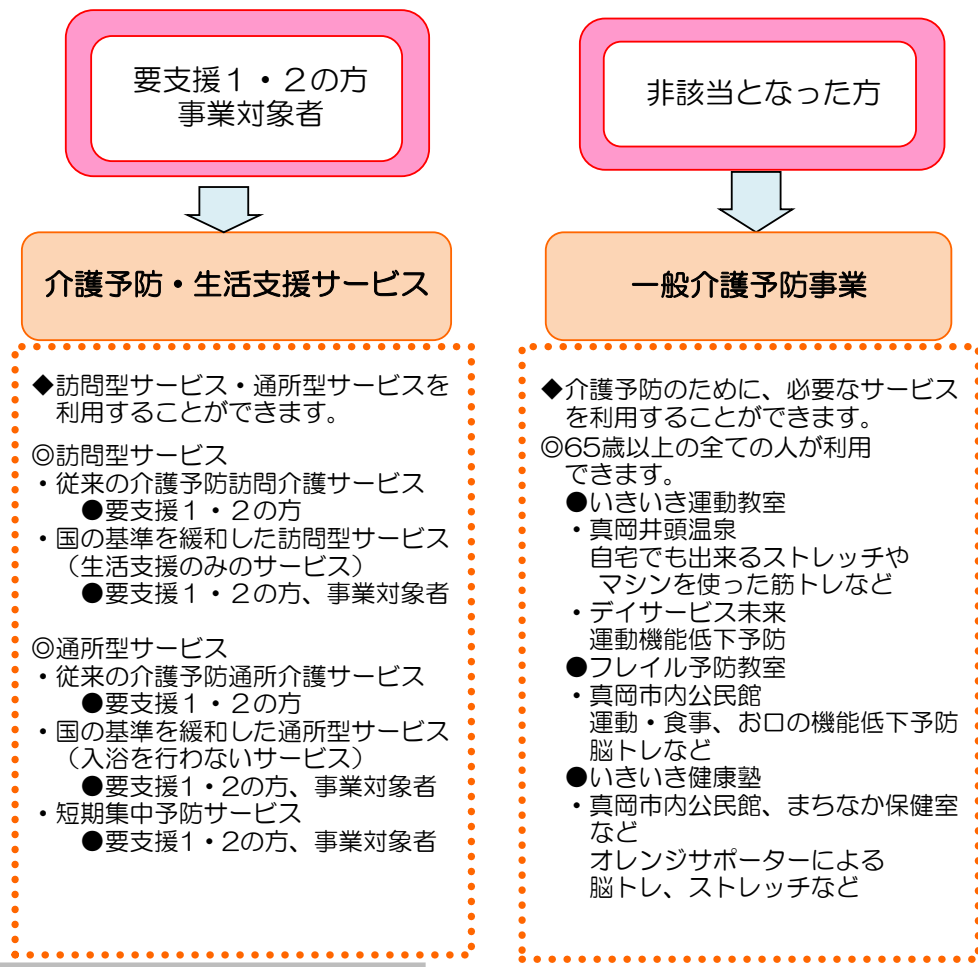
## 【施設サービス】

※介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への新規入所は、原則として要介護3以上の人となります。  
 ※費用の目安は「基本単価×各サービスの単価(10,14円)」で計算しています。  
 ※各種加算は含まれていません。

サービスの種類 (1単位あたりの単価)	サービスの内容	診療報酬改定に伴う費用のめやす (費用のうち1割・2割・3割が自己負担)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) (10,14円)	常に介護が必要で、自宅では介護できない状態にある寝たきりや認知症などの高齢者が入所する施設です。 入浴、排せつ、食事の介護など日常生活の世話や機能訓練などがサービスの中心です。  ◎ 食費、居住費、日常生活費は自己負担になります。	ユニット型個室 要介護1 6,793円/日 要介護2 7,503円/日 要介護3 8,264円/日 要介護4 8,984円/日 要介護5 9,683円/日  多床室(4人部屋) 要介護1 5,972円/日 要介護2 6,682円/日 要介護3 7,422円/日 要介護4 8,132円/日 要介護5 8,831円/日
介護老人保健施設 (10,14円)	常に介護が必要な方が入所する施設で、医学的な管理のもとでリハビリテーションを中心に、介護や看護が行われます。  ◎ 食費、居住費、日常生活費は自己負担になります。	ユニット型個室 要介護1 8,132円/日 要介護2 8,598円/日 要介護3 9,257円/日 要介護4 9,815円/日 要介護5 10,322円/日  多床室(4人部屋) 要介護1 8,041円/日 要介護2 8,548円/日 要介護3 9,207円/日 要介護4 9,744円/日 要介護5 10,261円/日
介護医療院 (10,14円)	長期間療養を必要とする方が入所する生活の場としての機能もそなえた施設で、医療と介護が一体的に行われます。  ◎ 食費、居住費、日常生活費は自己負担になります。	ユニット型個室 要介護1 8,619円/日 要介護2 9,734円/日 要介護3 12,157円/日 要介護4 13,182円/日 要介護5 14,114円/日  多床室(4人部屋) 要介護1 8,446円/日 要介護2 9,562円/日 要介護3 11,985円/日 要介護4 13,009円/日 要介護5 13,942円/日

# 介護予防・日常生活支援総合事業

- 介護予防訪問介護（ホームヘルプ）と介護予防通所介護（デイサービス）は、介護予防・日常生活支援総合事業として、訪問型サービス、通所型サービスが提供されます。
- 介護認定（要支援1・2）を受けた方または基本チェックリストにより事業対象者となった方は、介護予防・生活支援サービス事業を受けることができます。



## 地域包括支援センターとは？

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活できるように、介護、福祉、保健などさまざまな面から総合的に支える機関です。センターには、専門職員として保健師、社会福祉士、ケアマネジャー（介護支援専門員）が配置され、高齢者の「総合相談」「介護予防」「権利擁護」などの業務を行っています。

**真岡市地域包括支援センターもおか**  
 真岡市荒町5191番地  
 （真岡市役所高齢福祉課内）  
 電話 83-8132 FAX 83-6335  
 担当地域 真岡、山前、大内地区

**真岡市地域包括支援センターにのみや**  
 真岡市石島893-15  
 （二宮コミュニティセンター内）  
 電話 74-5139 FAX 74-5139  
 担当地区 中村、二宮地区

## 総合事業のサービス内容と費用のめやす

- 介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援1・要支援2・チェックリストによる事業対象者が受けられるサービスです。
- 訪問型サービスと通所型サービスには、国の基準に相当するサービスと国の基準を緩和した市独自の基準サービスなどがあり、ケアプランに基づき利用できます。

### 訪問型サービス

サービスの種類 (1単位あたりの単価)	サービスの内容	診療報酬改定に伴う費用のめやす (費用のうち1割・2割・3割が自己負担)
訪問介護相当サービス (国の基準相当サービス) (10,21円)	介護予防を目的とした、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の支援	週1回利用(要支援1・2) 12,006円/月
		週2回利用(要支援1・2) 23,983円/月
		週3回以上 ※要支援2の方に限る 38,052円/月
訪問型サービスA (市独自の基準サービス) (10,21円)	介護予防と自立を目的とした、日常生活上の支援	週1回利用 (要支援1・2・事業対象者) 9,597円/月
		週2回利用(要支援2) 19,184円/月
訪問型サービスA (市独自の基準サービス) (シルバー人材センターへの委託)	介護予防と自立を目的とした、日常生活上の支援	週1回利用 (要支援1・2・事業対象者) 1,130円/週 (利用者負担100円)

### 通所型サービス

サービスの種類 (1単位あたりの単価)	サービスの内容	診療報酬改定に伴う費用のめやす (費用のうち1割・2割・3割が自己負担)
通所介護相当サービス (国の基準相当サービス) (10,14円)	介護予防を目的として、デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴などのサービスや簡単な機能訓練を日帰りで受けます。	要支援1 18,231円/月
		要支援2 36,716円/月
通所型サービスA (基準を緩和したサービス) (10,14円)	介護予防と自立を目的として、デイサービスセンターなどに通い、ミニデイサービス、運動・レクリエーションを日帰りで受けます。	要支援1・事業対象者 (週1回利用) 14,581円/月
		要支援2 (週2回利用) 29,365円/月
通所型サービスC (短期集中予防サービス)	運動機能向上を目的としたプログラムを保健・医療の専門職の指導を受けます。 (3か月間 12回)	日常生活で自立が必要な方 (要支援1・2・事業対象者)  3,700円/回 送迎あり 4,000円/回 (自己負担額は100円/回です)

# 日常生活支援総合事業真岡市指定事業所一覧

(令和8年6月1日現在)

No.	事業所の名称	所在地	電話	提供サービス				
				訪問		通所		
				相当サービス	サービスA	相当サービス	サービスA	サービスC
1	老人デイサービスセンター椿寿園	亀山350番地20	84-1566			○		
2	デイサービスセンターきたはら	若旅656番地	83-6662			○		
3	ホームヘルプサービスきたはら			○				
4	デイサービスセンターやまさわの里	熊倉町3435番地1	81-1188			○		
5	はが野農業協同組合	飯貝559番地2	83-8941	○				
6	J Aはが野デイサービスセンターすこやか大内	飯貝558番地1	83-6319			○		
7	J Aはが野デイサービスセンターすこやか山前	小林712番地	83-0286			○		
8	J Aはが野デイサービスセンターすこやか二宮	久下田1603番地1	73-1022			○		
9	訪問介護センターたんぼぼ	上高間木二丁目24番3号	80-5055	○				
10	デイサービスセンターすずらん		80-5056			○		
11	三起デイサービスセンター	西郷118番地2	81-1515			○		
12	ニチイケアセンター真岡	東光寺一丁目16番5号	80-5151	○				
13	真岡介護センター	並木町一丁目8番1 シティ並木102	80-5200	○				
14	有限会社ケアワーカー出野	荒町四丁目22番地4	81-0265	○	○			
15	メディカルソフト株式会社	さくら二丁目4番地4	73-1781	○				
16	大瀧ホームメディカルデイサービス未来	寺久保一丁目6番地2	83-0055			○	○	
17	コンフォート デイサービス	田町1556番地1	82-8098			○	○	
18	ふれんど真岡デイサービスセンター	八木岡377番地6	81-1120			○		
19	よしむら整骨院のデイサービス	小林550番地1	83-6432			○		
20	デイサービスセンター自由館	石島463番地	74-3714			○		
21	特別養護老人ホーム桜の華デイサービス	久下田712番地8	74-5520			○		
22	デイサービスほかほからんど	さくら二丁目4番地4	73-1780			○		
23	二宮中央クリニック介護センター	久下田西二丁目88番2号	74-5311	○				
24	デイサービスにのみや	久下田956番地1	73-2641			○		
25	長田リハビリセンター	長田五丁目14番地33	83-7171			○	○	
26	コンフォート真岡 訪問介護事業所	熊倉一丁目34番地1	81-6338	○	○			
27	家族の家ひまわり真岡二宮 訪問介護事業所	久下田西二丁目7番地	73-1515	○				
28	家族の家ひまわり真岡二宮 通所介護事業所	久下田西二丁目7番地	73-1515			○		
29	ニチイケアセンター上高間木	上高間木二丁目25番地8	81-7124	○				
30	リハビリライフすまいるラボ	荒町二丁目11番地1	77-4608			○	○	

市内

(令和8年6月1日現在)

	No.	事業所の名称	所在地	電話	提供サービス				
					訪問		通所		
					相当サービス	サービスA	相当サービス	サービスA	サービスC
市内	31	通所リハビリテーション 西真岡Giラウンジ	高勢町三丁目203番地1	80-3000					○
	32	リハビリデイサービスうに	上高間木三丁目24番地4	81-5086			○		
	33	訪問介護みはなや	田町1629番地2	090-2550-0914	○				
	34	ウエルシア介護サービス真岡	亀山一丁目6番地2 磯貝住宅B棟	81-7988	○				
市外	35	しらとりハワイアンデイ	茨城県筑西市上平塚748番地1	0296-48-9986			○	○	
	36	桜づつみ	茨城県筑西市小林465番地1	0296-20-1151			○		
	37	キミのあったか広場	益子町大字益子2053番地	0285-81-3182			○		
	38	まるん・ど・おおはた	益子町大字益子2660番地6	0285-72-3332			○		
	39	リライトータス	上三川町大字下神主249番地1	0285-51-1133			○	○	
	40	デイサービスセンターかえで	下野市笹原108番地28	0285-44-6724			○	○	
	41	デイサロン リハ&スパあかばね	市貝町大字赤羽3647番地1	0285-81-5410			○		
	42	Re笑サービス レストラン下館	茨城県筑西市菅谷1637番地	0296-23-6170			○		
	43	有限会社ホームケアサービスほほえみ	茨城県筑西市樋口34番地	0296-25-5502	○	○			
	44	やさしい手上三川訪問介護事業所	上三川町しらさぎ二丁目13番地18	0285-32-6426		○			
	45	リハビリ特化型デイサービスGi シェル&シティ	市貝町赤羽1712番地1	0285-97-1000			○		
	46	日新けあパレス(休止中)	下野市本吉田771番地1	0285-38-7568				○	
	47	恒幸園ヘルパステーション	茨城県筑西市向川澄98番地1	0296-57-7268	○	○			
	48	榎葉町デイサービスセンター やまゆり荘	福島県双葉郡榎葉町大字山田岡字大堤入31番地1	0240-25-1077			○		
	49	あいケアステーション	栃木市園部町2-5-9	0282-23-6221	○				
50	短時間デイサービスきまま	壬生町北小林1073-5	0282-82-0755			○			
51	ジョイリハ宇都宮南	宇都宮市若松原1-16-41	028-655-6522			○			
52	アブローズ筑西デイサービスセンター	茨城県筑西市深見447-10	0296-45-6343			○			
53	指定訪問介護事業所ルピナス	茨城県筑西市井出姥沢1280	0296-48-6162	○					

## 一般介護予防事業

【対象】 市内在住の65歳以上の方

【料金】 無料

事業名	目的	内容	回数・定員	場所
いきいき運動教室	運動機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筋力アップで健康寿命を伸ばそう編</li> <li>・骨骨モリモリバランス編</li> <li>・シニアエアロビクス編</li> <li>・筋トレ（マシン）編</li> </ul>	1コース 5～15名 全8回×11コース	井頭温泉
	運動機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動編</li> </ul>	1コース 6名 各回によって回数、内容が異なります。	ディサービス未来 （※送迎は要相談）
	運動機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水中運動教室 前半基礎編 （水中ウォーキングなど）</li> <li>後半応用編 （アクアビクスなど）</li> </ul>	1コース 18名 全8回×1コース	フィールドピック スイミングスクール
フレイル予防教室	運動、口腔、栄養機能の向上 認知症予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脳トレ</li> <li>・体操</li> <li>・栄養と口腔衛生教室</li> </ul>	1コース 15名 全12回×3コース	真岡市公民館 真岡市西分館 二宮コミュニティセンター

## 通いの場

事業名	目的	内容	回数・定員	場所
いきいき健康塾	認知症予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オレンジサポーターによる脳トレやストレッチの実施</li> </ul>	月に1～2回。 定員は会場によって異なります。	山前分館 二宮分館 大内分館 中村分館 西分館 物部会館 まちなか保健室駅前館

※各教室の詳しい日程や申し込みについては、下記にお問い合わせください。

**高齢福祉課 地域支援係**  
**（地域包括支援センターもおか） TEL：83-8132**

## サービス利用にあたっての各種制度

### 【居宅サービス等区分支給限度基準額（保険対象サービスの上限）】

居宅サービスを利用する場合、1か月に利用できる範囲（支給限度額）が要介護状態区分ごとに決められています。支給限度額を超えたサービスの利用料金は、全額自己負担となります。

要介護状態区分	区分支給限度額（消費税引上げに伴う改定）	区分に含むサービスの種類
要支援1	51,376円(5,032単位)	① 訪問介護 ② 訪問入浴介護 ③ 訪問看護 ④ 訪問リハビリテーション ⑤ 通所介護 ⑥ 通所リハビリテーション ⑦ 福祉用具貸与 ⑧ 短期入所生活介護 ⑨ 短期入所療養介護 ⑩ 夜間対応型訪問介護 ⑪ 認知症対応型通所介護 ⑫ 小規模多機能型居宅介護 ⑬ 認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る)
要支援2	107,521円(10,531単位)	
要介護1	171,170円(16,765単位)	
要介護2	201,188円(19,705単位)	
要介護3	276,160円(27,048単位)	
要介護4	315,876円(30,938単位)	
要介護5	369,775円(36,217単位)	

※上記の支給限度額は1単位当たり10.21円の場合で計算しています。ご利用のサービスの種類によって金額は変わりますので、上記金額は参考としてください。

### 【高額介護（予防）サービス費】

1か月に支払った自己負担額の合計（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯の合計）が、一定の限度額を超えたときは、高額介護（予防）サービス費として、超えた分が申請により払戻されます。

ただし、福祉用具購入費や住宅改修費、食費・居住費・日常生活費などの自己負担額は対象となりません。

区 分	負担上限額
1 課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
2 課税所得380万円（年収約770万円）～ 課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
3 課税所得380万円（年金収入約770万円）未満	44,400円（世帯）
4 市町村民税課税世帯	44,400円（世帯）
5 市町村民税世帯非課税	24,600円（世帯）
・ 課税年金収入額＋合計所得金額が80.9万円以下の ・ 老齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
6 生活保護を受給している方	15,000円（世帯）

#### ● 高額介護（予防）サービス費の支給申請について

初めて高額介護（予防）サービス費が支給対象となる方に対しては、「高額介護（予防）サービス費支給のお知らせ」を送付しています。到着後、高齢福祉課窓口または二宮支所窓口へ支給申請書を提出してください。

なお、2回目以降は、指定口座へ自動的に振り込みとなり、支給申請書の提出は必要ありません。

## 【高額医療合算介護（予防）サービス費】

介護保険の自己負担額が高額になったとき、医療保険の自己負担額が高額になったときは、介護保険では高額介護（予防）サービス費の支給、医療保険では高額療養費の支給によってそれぞれの自己負担額の軽減を図っています。

介護サービス費と医療費両方の自己負担が長期間にわたって高額になった場合に、両方の自己負担額を年間で合算し、所得区分に応じた限度額を超えた場合、高額医療合算介護（予防）サービス費が支給されます。

ただし、介護にかかる自己負担額または医療にかかる自己負担額のいずれかが0円である場合は支給対象になりません。

合算の計算期間	毎年8月1日から翌年7月31日まで
合算の対象者（範囲）	医療保険、後期高齢者医療保険の同じ世帯員 （住民票上同じ世帯でも、他の医療保険に加入している方は合算されません）
合算の対象となる自己負担額（※）	<ul style="list-style-type: none"> <li>高額介護（予防）サービス費、高額療養費を控除した後の自己負担額</li> <li>公費負担後の自己負担額</li> </ul>
所得区分ごとの限度額	下の表のとおりです

※ 福祉用具購入費や住宅改修費、食費・居住費・日常生活費などの自己負担額は合算対象となりません。

### ○所得区分ごとの限度額

所得区分（※1）	制度		
	75歳以上	75歳未満（被用者保険・国民健康保険）	
	後期高齢者医療保険 + 介護保険	被用者保険または国保 + 介護保険  （70歳から74歳の方がいる世帯）	被用者保険または国保 + 介護保険  （70歳未満の方がいる世帯）
課税所得690万円以上	67万円	212万円	212万円
課税所得380万円以上		141万円	141万円
課税所得145万円以上	56万円	67万円	67万円
課税所得145万円未満		56万円	60万円
世帯全員が市県民税非課税	31万円	31万円	34万円
世帯全員が市県民税非課税 （所得が一定以下）	19万円（※2）	19万円（※2）	

※1 所得区分については、毎年7月31日を基準に、加入する医療保険の高額療養費の限度額区分が適用されます。

※2 世帯全員が市県民税非課税（所得が一定以下）で、介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は、限度額（年間31万円）が適用されます。

● 高額医療合算介護（予防）サービス費が支給対象となる方に対しては、加入している医療保険から支給申請のお知らせが送付されます。到着後、医療保険窓口へ申請書を提出することになります。

## 【特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）】

施設サービス、短期入所サービスを利用する場合、食費と居住費（滞在費）は自己負担となりますが、低所得（市町村民税世帯非課税）の方のサービス利用が困難とならないように、所得に応じた負担限度額が設けられています。

### ●負担限度額認定について

利用者負担第1、第2、第3段階に該当し、施設サービス、短期入所サービスを利用する方は、高齢福祉課窓口で負担限度額認定申請書を提出してください。

申請受付後、利用者負担段階の判定を行い（所得の把握ができない場合は除きます）

負担限度額認定証を交付します。

負担限度額認定書の有効期間は、通常8月1日から翌年の7月31日までです。

なお、令和7年8月より、老齢基礎年金の支給額を踏まえ、第2段階、第3段階①における基準が、80万円から80.9万円へ変更となりました。

### ●負担限度額認定の適用条件について

- ・市町村民税世帯非課税者であること。
- ・別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市町村民税非課税であること。
- ・預貯金等（有価証券、タンス預金等含む）の金額が各段階の基準額以下

### <利用者負担段階>

利用者負担段階	所得区分	預貯金等
第1段階	① 市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している方 ② 生活保護を受給している方	1,000万円 (2,000万円)
第2段階	市町村民税世帯非課税で 「課税・非課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80.9万円以下の方	650万円 (1,650万円)
第3段階①	市町村民税世帯非課税で 「課税・非課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80.9万円超120万円以下の方	550万円 (1,550万円)
第3段階②	市町村民税世帯非課税で 「課税・非課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が120万円超の方	500万円 (1,500万円)
第4段階	市町村民税世帯課税または本人課税の方 (利用者負担第1段階から第3段階に該当しない方)	

※夫婦の場合、預貯金等基準額は（ ）内の金額となります。

※65歳未満の2号保険者の場合、段階に関わらず預貯金等基準額は現行通り1,000万円（夫婦の場合2,000万円）です。

※その他の合計所得金額とは、合計所得金額から年金収入にかかる雑所得を除いた額です。

### <負担限度額>

(単位：円/日)

短期入所生活介護 特別養護老人ホーム				短期入所療養介護 介護老人保健施設・介護医療院			
利用者負担段階	居室環境	居住費 滞在費	食費	利用者負担段階	居室環境	居住費 滞在費	食費
第1段階	ユニット型個室	880	300 【300】	第1段階	ユニット型個室	880	300 【300】
	ユニット型個室の多床室	550			ユニット型個室の多床室	550	
	従来型個室	380			従来型個室	550	
	多床室	0			多床室	0	
第2段階	ユニット型個室	880	390 【600】	第2段階	ユニット型個室	880	390 【600】
	ユニット型個室の多床室	550			ユニット型個室の多床室	550	
	従来型個室	480			従来型個室	550	
	多床室	430			多床室	430	
第3段階①	ユニット型個室	1,370	650 【1,000】	第3段階①	ユニット型個室	1,370	650 【1,000】
	ユニット型個室の多床室	1,370			ユニット型個室の多床室	1,370	
	従来型個室	880			従来型個室	1,370	
	多床室	430			多床室	430	
第3段階②	ユニット型個室	1,370	1,360 【1,300】	第3段階②	ユニット型個室	1,370	1,360 【1,300】
	ユニット型個室の多床室	1,370			ユニット型個室の多床室	1,370	
	従来型個室	880			従来型個室	1,370	
	多床室	430			多床室	430	

※【 】内の金額は短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）を利用した場合の食費の負担限度額です。

## 真岡市内の居宅介護支援事業所

(ケアプランを作成するケアマネジャーのいる事業所)

(令和8年6月1日現在)

No.	事業所の名称	所在地	電話
1	居宅介護支援事業所芳賀赤十字病院	中萩2-10-1	83-3282
2	在宅介護支援センターわたのみ荘	荒町3-46-9	83-3277
3	在宅介護支援センターあおば	高勢町1-209-1	83-6343
4	在宅介護支援センターきたはら	若旅656	83-7662
5	居宅介護支援センターひばり	上高間木2-24-3	84-6335
6	居宅介護支援センターせいぶ	長田5丁目8-1	80-3330
7	はが野農業協同組合	飯貝559-2	83-2294
8	居宅介護支援事業所椿寿園 <sup>チンジュエン</sup>	亀山350-20	84-1599
9	ニチイケアセンター真岡	東光寺1-16-5	80-5151
10	三起デイサービスセンター	西郷118-2	81-1515
11	ふれんど真岡居宅介護支援センター	八木岡377-6	82-8808
12	居宅介護支援事業所やまさわの里	熊倉町3435-1	81-3357
13	喜望荘介護センター	石島463	74-4441
14	居宅介護支援事業所桜の華	久下田712-8	74-5523
15	二宮中央クリニック居宅介護支援センター	久下田712-2	74-5571
16	有ケアワーカー出野	荒町4-22-4	81-0265
17	コンフォート居宅支援事業所	田町1606-13	82-8098
18	介護の相談処 となりの	熊倉2-9-2 磯貝住宅B号	77-5543
19	在宅ケアいちごの会	西田井番外8番地9	82-9398
20	ケアプランみつばち	高勢町3-123-7	070-5815-0867 77-4839

### サービスを検討するときのポイント!!



- ① 今までどのような生活を送ってきたのか
- ② 自分でできること・できないことは何なのか
- ③ 家族ができること・できないことは何なのか
- ④ これから、どのような生活を送って行きたいのか  
(どのような生活を送ってもらいたいのか)  
などを、利用者本人と家族で考えてみてください。

# 真岡市内の介護サービス事業所

(令和8年6月1日現在)

- ご利用できる方 ◎…要介護・要支援の方  
 ○…要介護の方〔介護老人福祉施設は、新規にご入所する場合、要介護3以上（原則）〕  
 △…要支援・事業対象者の方  
 ☆…要介護・要支援・事業対象者の方  
 ※…地域密着型サービスです。原則として真岡市にお住まいの方のみがご利用できます。

事業所の名称	所在地	電話	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	通所介護	通所リハビリ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与・販売	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	
1 老人デイサービスセンター <sup>チンジュエン</sup> 椿寿園	亀山350-20	84-1566				◎										
			特別養護老人ホーム <sup>チンジュエン</sup> 椿寿園						◎		○					
2 デイサービスセンターきたはら	若旅656	83-6662				◎										
			ホームヘルプサービスきたはら	◎												
			特別養護老人ホームきたはら						◎		○					
3 老人保健施設 <sup>シンキョウ</sup> 春祺荘	亀山350-1	83-1102				◎		◎				○				
4 デイサービスセンターやまさわの里	熊倉町3435-1	83-2222				◎										
		特別養護老人ホームやまさわの里	81-1188						◎		○					
5 特別養護老人ホーム喜望荘	石島463	74-3714						◎				○				
		デイサービスセンター自由館				◎										
		グループホームさくら	74-3919												◎	※
6 特別養護老人ホーム桜の華	久下田712-8	74-5520										○				
			特別養護老人ホーム桜の華 デイサービス				◎									
7 特別養護老人ホーム三起の森	西郷118-2	81-5033						◎				◎				
			三起デイサービスセンター				◎									
			特別養護老人ホーム三起の花	堀内1897番地8	81-5012					◎		◎				
8 特別養護老人ホームかめやまの郷	亀山350-25	81-7780									◎					
9 特別養護老人ホーム いきいき萌丘東ノ郷	東郷457-1	82-1255										◎				
			小規模多機能型居宅介護 いきいき萌丘											◎		※
10 老人保健施設わたのみ荘	荒町3-46-9	83-6161					◎		◎			○				
			真岡病院訪問看護ステーション	荒町3-45-16	85-8080		◎									

ご利用できる方 ◎…要介護・要支援の方  
 ○…要介護の方〔介護老人福祉施設は、新規にご入所する場合、要介護3以上（原則）〕  
 △…要支援・事業対象者の方  
 ☆…要介護・要支援・事業対象者の方  
 ※…地域密着型サービスです。原則として真岡市にお住まいの方のみがご利用できます。

事業所の名称	所在地	電話	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	通所介護	通所リハビリ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与・販売	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護
11 老人保健施設ナーシングホーム青葉	高勢町1-209-1	83-5788					◎	◎				○			
12	はが野農業協同組合	飯貝559-2	◎												
	JAはが野デイサービスセンターすこやか大内	飯貝558-1				◎									
	JAはが野デイサービスセンターすこやか山前	小林712				◎									
	JAはが野デイサービスセンターすこやか二宮	久下田1603-1				◎									
	JAはが野福祉レンタル	飯貝559-2							◎						
13 芳賀赤十字訪問看護ステーション	中萩2-10-1	84-8266			◎										
14	訪問介護センターたんぼぼ	上高間木2-24-4	◎												
	デイサービスセンターすずらん					◎									
	(医)創生会真岡中央クリニック	上高間木2-24-5					◎								
	訪問看護ステーションこすもす				◎										
15 真岡西部クリニック	長田5-8-1	82-2222				◎									
16 ニチイケアセンター真岡	東光寺1-16-5	80-5151	◎			○									
17 真岡介護センター	並木町1-8-1 シティ並木102	80-5200	◎												
18 (有)ケアワーカー出野	荒町4-22-4	81-0265	☆												
19 さわやかデイホーム悠々	荒町2-17-1	84-2043				○									
20	(有)大瀧ホームメディカル	寺久保1-6-2							◎						
	大瀧ホームメディカル デイサービス未来					☆ ※									
21 よしむら整骨院のデイサービス	小林550-1	83-6432				☆									
22	グループホームきぬの里	中313-3	83-5355											◎ ※	
	小規模多機能きぬの園												◎ ※		

ご利用できる方 ◎…要介護・要支援の方  
 ○…要介護の方〔介護老人福祉施設は、新規にご入所する場合、要介護3以上（原則）〕  
 △…要支援・事業対象者の方  
 ☆…要介護・要支援・事業対象者の方  
 ※…地域密着型サービスです。原則として真岡市にお住まいの方のみがご利用できます。

事業所の名称	所在地	電話	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	通所介護	通所リハビリ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与・販売	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護
23 グループホームふれんど真岡	東大島801-4	81-5181													◎※
24 ふれんど真岡デイサービスセンター	八木岡377-6	81-1120				◎									
25 コンフォート デイサービス	田町1556-1	82-8098				☆									
26 コンフォートグループホーム真岡 コンフォートグループホーム真岡 デイサービス	京泉2203-20	81-5775													◎※
															◎※
27 グループホームふれんど八木岡	八木岡377-11	81-7712													◎※
28 グループホーム五行の杜	大和田288	81-5961													◎※
29 グループホームエフビー木綿の郷	下高間木1-7-1	81-3880													◎※
30 二宮中央クリニック介護センター デイサービスにのみや ショートステイにのみや (医)弘真会グループホーム尊徳	久下田712-2	74-5311	◎												
	久下田956-1	73-2641				◎									
	久下田712-2	73-1326						◎							
	久下田956-4	73-1550													◎※
31 メディカルソフト（株） デイサービスほかほからんど	さくら2-4-4	73-1781	◎												
		73-1780				◎※									
32 (株)厚木商会福祉事業部 にこにこらぽ	石島941	74-3606								◎					
33 ケアステーションあさひ真岡	下高間木1-30-5	80-2020				◎									
34 ケアステーションあさひ真岡第弐	下高間木1-28-2	80-7320				○									
35 長田リハビリセンター	長田5-14-33	83-7171				◎※									
36 通所リハビリテーション環ごころ	荒町3-49-6	82-5037					◎								
37 家族の家ひまわり真岡訪問介護事業所 家族の家ひまわり真岡通所介護事業所	荒町3-25-6	80-3715	○												
						○									

ご利用できる方 ◎…要介護・要支援の方  
 ○…要介護の方〔介護老人福祉施設は、新規にご入所する場合、要介護3以上（原則）〕  
 △…要支援・事業対象者の方  
 ☆…要介護・要支援・事業対象者の方  
 ※…地域密着型サービスです。原則として真岡市にお住まいの方のみがご利用できます。

事業所の名称	所在地	電話	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	通所介護	通所リハビリ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与・販売	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護
38 家族の家ひまわり真岡二宮 訪問介護事業所	久下田西2-7	73-1515	◎												
家族の家ひまわり真岡二宮 通所介護事業所						◎									
39 福田記念病院	並木町3-10-6	88-0351			◎		◎								
40 コンフォート真岡 訪問介護事業所	熊倉1-34-1	81-6338	◎												
41 西真岡Giラウンジ	高勢町3-203-1	80-3000					◎								
42 Ui訪問看護ステーション西真岡	高勢町3-205-1	81-7900			◎										
43 訪問看護ステーションあやめ真岡	並木町3-28-3 南晒屋コーポ 206号室	80-5328			◎										
44 訪問看護ステーションあやめ真岡東	荒町3-1-1 藤田ビル1F	81-6951			◎										
45 真岡訪問看護ステーション	並木町1-10-12 ファーストビル 2F	81-3065			◎										
46 リハビリデイサービスうに	上高間木3-24-4	81-5086					◎※								
47 リハビリライフすまいるラボ	荒町2-11-1	77-4608					◎※								
48 ニチイケアセンター上高間木	上高間木2- 25-8 中島アパート	81-7124	◎												
49 ニチイケアセンター泉町	荒町2-8-1	80-1120													◎※
50 ウエルシア介護サービス真岡	亀山1-6-2 磯貝住宅B号	81-7988	○	◎											
51 生活らくらく本舗 匠フィッティング	並木町3-29-1 エコノプラザ 並木103号室	81-5560								◎					
52 訪問介護みはなや	田町1629-2	090- 2550- 0914	○												
53 訪問看護ステーション紅白 もおか	久下田西1521-5	81- 6009			◎										

## 真岡市内のサービス付き高齢者住宅

高齢者が安心して暮らせるよう、バリアフリー構造の住まいに「安否確認」と「生活相談」のサービスが付いた住まいです

□生活支援サービス（食事の提供・家事援助・健康管理等）がオプションで受けられます  
※事業所によりサービス内容は異なります

□要介護（要支援）認定を受けた方は、ご入居しながら、必要な介護保険サービスを選択し、利用できます

	事業所名	住所	電話
1	ふるさとホーム真岡	下高間木1-30-5	80-2021
2	ふるさとホーム真岡第弐	下高間木1-28-2	80-7310
3	家族の家ひまわり真岡	荒町3-25-6	80-3715
4	コンフォート真岡	熊倉1-34-1	81-6338
5	ヒバリーヒルズ	久下田712-2	73-1325
6	家族の家ひまわり真岡二宮	久下田西2-7	73-1515
7	リリーフホーム石島	石島760-1	73-1601

## 真岡市内の有料老人ホーム

食事・清掃・見守りなどの日常生活支援を受けながら、安心して暮らせる住まいです ※サービス内容は施設により異なります

□介護付き：特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設で、入居者を対象に食事提供などのに日常生活支援に加え、入浴、排せつなどの介護サービスを受けられます

□住宅型：介護サービスを受ける場合は、外部の介護サービス事業所と別途契約が必要です

	事業所名	住所	電話
1	グループリビングみらい（住宅型）	上高間木2-10-5	85-7275
2	コンフォート中郷（住宅型）	中萩1-19-1	81-5170

## 第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料

介護保険は、40歳以上のすべての方が納めている保険料と、国・栃木県・真岡市が負担する公費を財源として運営しています。

第1号被保険者が介護サービスに要する費用の23%を、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）が27%を負担し、社会全体で介護保険制度を支える仕組みになっています。

### ◆ 保険料の決め方

$$\text{基準額} = \text{真岡市で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の方の負担分(23\%)} \div \text{真岡市の65歳以上の人数}$$

第1号被保険者の保険料は、介護サービスに要する費用をもとに「基準額」を算出します。その基準額をもとに所得に応じた12段階12区分に調整を行い、真岡市介護保険条例で定めています。

第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険料と併せて納めることになります。

介護保険料は3年に一度見直しが行われます。令和6年度は改定が行われ、令和6年度から令和8年度の介護保険料は、下表のようになります。

令和6年度～令和8年度 第1号被保険者の保険料

段階	対象者	保険料率	年額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護を受給している者</li> <li>市町村民税世帯非課税で、老齢福祉年金を受給している方</li> <li>市町村民税世帯非課税で、本人が公的年金等収入額と合計所得金額を合わせて82.65万円以下の方</li> </ul>	基準額×0.455 (基準額×0.285)※	33,600円 (21,000円)※
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村民税世帯非課税で、本人が公的年金等収入額と合計所得金額を合わせて82.65万円を超え120万円以下の方</li> </ul>	基準額×0.685 (基準額×0.485)※	50,600円 (35,800円)※
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村民税世帯非課税で、本人が公的年金等収入額と合計所得金額を合わせて120万円を超える方</li> </ul>	基準額×0.69 (基準額×0.685)※	51,000円 (50,600円)※
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人以外に市町村民税課税の方がいる世帯で、本人が市町村民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額を合わせて82.65万円以下の方</li> </ul>	基準額×0.90	66,600円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人以外に市町村民税課税の方がいる世帯で、本人が市町村民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額を合わせて82.65万円を超える方</li> </ul>	基準額	74,000円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方</li> </ul>	基準額×1.20	88,800円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方</li> </ul>	基準額×1.30	96,200円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方</li> </ul>	基準額×1.50	111,000円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方</li> </ul>	基準額×1.70	125,800円
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方</li> </ul>	基準額×1.90	140,600円
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方</li> </ul>	基準額×2.10	155,400円
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方</li> </ul>	基準額×2.30	170,200円
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方</li> </ul>	基準額×2.40	177,600円

※第1段階から第3段階は公費が投入され軽減されています。( )内は軽減後の介護保険料です。

※令和7年度税制改正(給与所得控除引き上げ)の影響によって、令和8年度の市民税が非課税になった方は、介護保険料の算定では課税者とみなされる場合があります。

## ★ お問い合わせ先 ★

内 容	担当課・担当係	連絡先
要介護認定申請に関すること	介護保険係	83-8094
認定調査（訪問調査）に関すること		
保険給付に関すること		
介護保険料に関すること		
介護保険制度に関する相談・苦情に関すること		
高齢者の総合相談・権利擁護に関すること	地域包括支援センター もおか	83-8132
介護予防事業に関すること	地域包括支援センター にのみや	74-5139



### 【介護マーク】

介護をする方が介護中であることを周囲に理解していただくために作られました。



医療機関や介護サービス事業所を探すには

## 真岡市医療・介護資源情報提供システム



真岡市では、インターネットを利用した医療・介護資源の情報の公開を行っており、以下の情報が検索できます。

<システムで確認できること>

- ・市内の医療機関や介護施設等の検索
- ・介護サービス事業所の空き情報等
- ・相談機関 等



<システムの閲覧方法>

① QRコードを読み込むか、真岡市ホームページ内の検索バーで「真岡市医療・介護資源情報提供システム」と検索してください。



問合わせ先

真岡市高齢福祉課 電話:0285-83-8132  
(地域包括支援センターもおか)